

# 資料 3 - 1

## 「秦野市債権の管理等に関する条例」の趣旨について

秦野市財務部債権回収課

### 1 条例制定の目的

市税（国保税を含む。）以外の金銭給付を目的とする本市の債権について、その収入確保及び整理に資するため、債権の保全、消滅、放棄等に関する規定を一元的・体系的に定め、その適正かつ的確な管理等の取扱いに寄与することを目的として制定する。

市税の管理等については、地方税法、地方税法施行令、国税徴収法及び市税条例・国保税条例に規定が整備されている。しかし、市税以外の金銭債権の管理等に関するものは、地方自治法、地方自治法施行令、民法等各法令に個々の規定があるものの、体系的なものがない。また、条文適用に疑義のある場合があるため、この条例によって指針を示し、税外収入の統一的処理を図ろうとするものである。

### 2 事務処理の明確化及び法制度の一覧性の確保

したがって、この条例が税外収入に関する総括的な根拠規定となる。この条例で最も重要なものは、第3章（滞納処分をすることができない公法上の債権）と第4章（私法上の債権）の事務処理に関する規定である。

この条例は、本市の金銭債権の保全・回収による収入確保のための法的手段をとることを大前提とする。しかし一方で、回収できる見込みのない債権も整理されなければならない。地方自治法施行令に定めのある徴収停止制度を市税の執行停止制度に準じるものとして位置づけ、その停止理由が一定期間継続することにより本市の権利を消滅させる。これにより、消滅時効の完成よりも、徴収停止期間の満了の方が早く到来することがある。

なお、市税以外の金銭債権について、地方自治法施行令第171条から第171条の7までにその管理に関する規定がある。確認的・重複的にではあるが、これらと同趣旨の規定を含めてこの条例で定め、税外収入の管理等に関する法制度としての一覧性を図る。

### 3 この条例の適用対象（市税・国保税については、法令・条例で管理規程

# 資料 3 - 1

が整備されているため、この条例の適用対象としない。)

(1) 市税の滞納処分の例により本市が強制徴収する債権（裁判手続を経ないで権利を実現するもの）

ア 介護保険料

イ 後期高齢者医療保険料

ウ 保育所保育料

エ 道路占用料・準用河川占用料

オ 土地区画整理法・土地改良法に係る清算金

カ 水道利用加入金

キ 下水道事業受益者負担金・下水道使用料

ク その他地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に定める債権

(2) その他公法上の債権

上記(1)及び次の(3)を除いた本市の金銭債権が、この債権に該当することになる。この債権については滞納処分をすることができないため、私法上の債権と同様に、民事訴訟等の手続により権利を実現する。

(3) 私法上の債権

「条例案第 22 条」を参照。民事訴訟等の手続により権利を実現する。

## 4 延滞金徴収条例の廃止

本市の債権に関する管理等の一元化を図るため、現行の「秦野市諸収入金に対する延滞金徴収条例」を廃止し、新条例の中に延滞金利率等に関する規定を盛り込む。規定は、督促、利率、減免等についてであるが、その内容は、従来と同様とする。→ 同条例を引用している現行の「9 条例」を附則で一部改正する。債権の性質に応じて異なる延滞金利率（別に法令又は条例で定めがある場合を除いて、滞納処分ができる債権は年 14.5%、他の公法上の債権は年 5%）を定める。

## 5 本市が滞納処分をすることができない「その他公法上の債権」と「私法上の債権」に係る延滞金利率の明記

これらに関する延滞金利率は、別に法令又は条例で定めがある場合を除いて、一律に民法第 404 条に規定する「年 5%」とする。ただし、上記現行条例と同様に、減免規定を設ける（条例案第 27 条）。

## 6 徴収停止及びそれに引き続く債権の消滅

本市が滞納処分をすることができない「その他公法上の債権」と「私法上の債権」について、それらの徴収停止制度を地方税法の規定に倣うことを基本とし、即時消滅のほか最終的な不納欠損処理につながる徴収停止の期間を債権の時効期間に応じて「規則」で定める（1年又は3年とする。）。

これによって、一定の事実の発生と客観的な年限の継続により、債権の消滅の事務手続を明確にとることができる。そのため、消滅時効の完成の時期よりも前に消滅する債権については、いわゆる「不良債権処理」として早期の整理が図られることになる。

## 7 時効援用の要否の区分

公法上の債権は、地方自治法上、時効の援用（時効完成に関する債務者の意思表示）を要せず債権消滅の処理をしなければならないとされている（第236条第2項）。これに倣い、「私法上の債権」についても、時効の援用を要しないで消滅する債権があることを条例上定めることとする（規則で一定の要件を定め、具体的なものは市長が指定する。ただし、水道料金については指定せず、下水道使用料と合わせて徴収している事務処理の特殊性から援用を要する取扱いとし、徴収停止期間との合計の期間（5年）を下水道使用料の5年時効と整合させ、両方を消滅させるものとする。）。

債権の具体的な内容に応じる個々の時効期間については、条例上は明記しない。しかし、2年か、5年か、10年か、判例や学説の動向を今後も見極める必要がある。例えば、現在滞納は生じていないが幼稚園保育料の時効期間について、2年とする説（民法第173条）と5年とする説（地方自治法第236条第1項）とがある。

時効制度は、法制度の各分野にあり、年限の経過によって権利関係の立証が困難になることを救済するものである。特に消滅時効については「権利の上に眠るものを保護しない」という法格言により表現されている。このように、滞納債務者に関する実情調査をせず、ただ漫然と時効期間が経過するのを待つことは、厳に慎まなければならない。このことは、徴収停止期間の経過についても、同様に言えることである。

# 資料 3 - 1

## 8 施行期日等

この条例の適用を受ける債権について、従来年度末に行ってきた、いわゆる「不納欠損処理」（債権の消滅・放棄）の事務を条例に基づいて行うことが、今回の制定の主眼の一つである。したがって、この条例の施行日を「平成20年2月1日」とし、条例施行前に発生した債権にも、適用する。